入　札　結　果

入札No.	1

入札件名	浦崎町浦崎18号線配水管布設替工事
施工場所	尾道市浦崎町
開札日時	令和 8年11月 9日 9時30分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥11,272,000-
最低制限価格	¥10,143,295-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	新居住設工業(有)	10,880,000			落札
2	(有)村上設備工業	11,070,000			
3	山陽工業(株)	11,270,000			
4	シンタカ建設(株)	11,270,000			
5	(株)井上設備	11,270,000			
6	(株)アリックス	入札辞退			
7	(有)おおたか住設	入札辞退			
8	岡本設備(有)	入札辞退			
9	(株)塩田	入札辞退			
10	(有)中村設備工業	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	2

入札件名	門田町平原69号線配水管支障移転工事
施工場所	尾道市門田町
開札日時	令和 8年11月 9日 9時35分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥7,638,000-
最低制限価格	¥6,838,734-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	太平設備(株)	7,250,000			落札
2	(有)高垣商会	7,395,000			
3	(有)中村設備工業	7,400,000			
4	青山配工(株)	入札辞退			
5	(有)尾道設備工業	入札辞退			
6	(有)清水住宅設備	入札辞退			
7	渡辺設備工業(株)	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	3

入札件名	向東町向東103号線配水管布設替工事
施工場所	尾道市向東町
開札日時	令和 8年11月 9日 9時40分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥7,602,000-
最低制限価格	¥6,833,040-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)おおたか住設	7,560,000			落札
2	(株)アリックス	7,580,000			
3	新居住設工業(有)	入札辞退			
4	(有)小坂設備	入札辞退			
5	シンタカ建設(株)	入札辞退			
6	(有)戸田水道	入札辞退			
7	(有)村上設備工業	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	4

入札件名	向島町国道317号(第5工区)配水管布設替工事
施工場所	尾道市向島町
開札日時	令和 8年11月 9日 9時45分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥13,178,000-
最低制限価格	¥11,862,859-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)村上設備工業	12,690,000			落札
2	新居住設工業(有)	12,830,000			
3	(有)高垣商会	12,930,000			
4	太平設備(株)	13,150,000			
5	(株)アリックス	入札辞退			
6	(有)おおたか住設	入札辞退			
7	(有)尾道設備工業	入札辞退			
8	山陽工業(株)	入札辞退			
9	(有)高橋住宅設備	入札辞退			
10	(有)戸田水道	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入　札　結　果

入札No.	5

入札件名	因島三庄町向浜・平木線配水管布設替工事
施工場所	尾道市因島三庄町
開札日時	令和 8年11月 9日 9時50分
開札場所	尾道市上下水道局経営総務課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥9,154,000-
最低制限価格	¥8,229,245-
施行担当係	水道整備係

	入札業者	入札金額(円) 第1回	第2回	第3回	結果
1	(有)マサキ工業	8,900,000			落札
2	因島配管工業(株)	8,950,000			
3	(有)家万管業	入札辞退			
4	(有)光和工業所	入札辞退			
5	瀬戸田燃料(株)	入札辞退			
6	内海エンジニアリング(株)	入札辞退			

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。